

教育訓練給付金 専門実践教育給付金

チ セ ン

智泉福祉製菓専門学校

社会福祉士学科

精神保健福祉士学科(一般養成・短期養成)は

教育訓練給付金 専門実践訓練給付金の対象です

教育訓練給付制度とは、資格取得などにかかる費用について助成金を受け取れるという制度。雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険の給付制度です。

教育訓練給付金専門実践とは？

受講費用5割、給付上限40万円

+

資格取得等の上で就職に結びついた場合には

受講費用の2割を追加的に給付 給付上限16万円

つまり、智泉の社会福祉士学科、精神保健福祉士学科(一般・短期)に入学して、国家試験に合格し、就職した場合は最大56万円の支給が受けられます。

給付対象者は？

過去に給付金を受けたことがある方
今回が初めての方

3年以上の雇用保険の被保険者
2年以上の雇用保険の被保険者

※受給要件には、ジョブカードの交付等(例:受講1ヶ月前に交付が必要)の条件がありますので、詳しくはハローワークにお問い合わせください。

学費に！
生活費に！

給付金額

40万！

(受講費用の5割)

国家試験に合格し、資格を活かした就職で

さらに16万！

(受講費用の2割)

雇用保険の加入要件を満たせば、全員対象になります



学校法人後藤学園 智泉福祉製菓専門学校

〒870-0889

大分県大分市荏隈1135

電話 097(549)4551

FAX 097(549)4582

Email: info@chisen.gotogakuen.ac.jp

URL <http://www.gotogakuen.ac.jp/chisen>

